

那須信用組合・第一勧業信用組合との地方創生に関する包括連携協定
について

概要： 那須塩原市と那須信用組合・第一勧業信用組合が相互に連携・協力し、各々が有する資源や能力を有効に活用し、産業振興・まちづくり等に関する取組を推進することにより、相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結する。

■内容

- 協定書
別紙1のとおり

- 協定内容
 - (1) 産業振興に関すること
 - ①企業誘致及び雇用の創出
 - ②市内企業への支援
 - ③観光振興及び地域製品のPR
 - (2) まちづくりに関すること
 - ①移住・定住の促進
 - ②ふるさと納税のPR
 - ③地域の見守り
 - (3) その他の目的を達成するために必要な事項に関すること

- 協定の有効期限
協定締結の日から平成32（2020）年3月31日までとする。
ただし、いずれからも申出がない場合は、当該期間満了後もこの協定を継続するものとする。

- 効果
那須信用組合と第一勧業信用組合は、平成28年11月に連携協力に関する協定を締結している。今回本市が両信用組合と本協定を締結し、それぞれの強みを生かして様々な分野で連携・協力することにより、地方創生に関する取組を効果的に実施することができる。

- 協定締結式
日時：平成30年12月12日（水）午後3時から
会場：那須信用組合本店（那須塩原市永田町6-9）

那須塩原市と那須信用組合・第一勧業信用組合の地方創生連携協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）、那須信用組合（以下「乙」という。）及び第一勧業信用組合（以下「丙」という。）は、那須塩原市における地方創生の実現に向けて、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力し、各々が有する資源や能力を有効に活用しながら、産業振興、まちづくり等に関する取組を推進することにより、相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 産業振興に関すること
- (2) まちづくりに関すること
- (3) その他の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項について、具体的な取決めが必要となる場合は、別途協議の上、必要に応じて書面により定めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32（2020）年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による本協定終了の意思表示がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力により知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲、乙及び丙以外の者に対し、本協定に基づく連携・協力により知り得た情報を提供することができるものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号）その他個人情報の保護に関する各種法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し変更が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議して定めるものとするものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 () 年 月 日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市長

乙 栃木県那須塩原市永田町6番9号
那須信用組合

理事長

丙 東京都新宿区四谷2丁目13番地
第一勸業信用組合

理事長